

排水設備指定工事店の違反行為に関するお知らせ

排水設備指定工事店の違反行為に関する要綱

中新川広域行政事務組合 下水道課では、排水設備指定工事店の違反行為の抑制を目的として、処分基準を制定しています。

 [排水設備指定工事店の法令違反による処分について\(概要\)\(PDF\)](#)

 [中新川広域行政事務組合排水設備指定工事店に対する違反行為に関する要綱\(PDF\)](#)

 [中新川広域行政事務組合排水設備指定工事店審査委員会要綱\(PDF\)](#)

排水設備指定工事店の処分について

中新川広域行政事務組合下水道条例第5条の8の規定により、下記の排水設備指定工事店の「指定の取消し」及び「指定の停止」をします。

指定の取消し

現在、指定の取消し事業者はありません。

指定の停止

 [中新川広域行政事務組合排水設備指定工事店指定の効力停止について\(株式会社 KRS\)\(PDF\)](#)

問合せ先

中新川広域行政事務組合 下水道課 管理係 電話 076-464-1315まで